

令和7年度 おためし地域おこし協力隊募集要項

1 目的

「おためし地域おこし協力隊」は、地域おこし協力隊への応募を検討している方に対して、地域おこし協力隊の活動を体験していただくものです。

地域おこし協力隊着任後のミスマッチを防ぐため、隊員の活動内容の体験、行政や地域の関係者との対話を通して、隊員となる前に2泊3日で地域おこし協力隊の活動を体験し、マッチングを図ります。

2 おためし地域おこし協力隊概要

活動内容の説明、視察、現役隊員・関係者との交流など、地域おこし協力隊応募希望者との事前面談（オンライン面談）で聞き取りした上で、内容を決定します。

(1) 行程（例）

1日目：オリエンテーション、制度説明、意見交換

2日目：寮、塾の見学、町内案内

3日目：意見交換

(2) 開催日時

令和7年7月1日（火）～令和8年3月31日（火）の希望する日で1泊2日もしくは2泊3日

(3) 費用

おためし地域おこし協力隊への参加費は無料です。なお、交通費・食費・宿泊費は自己負担となります。また、宿泊費が発生する場合がございます。

(4) 募集人数

若干名

(5) 注意事項

- ・ 事前審査（オンライン面談）の日程等については、応募者に個別に連絡します。
- ・ 町内の移動は、職員が運転する公用車に同乗していただきます。

3 応募条件

(1) 年齢が概ね18歳（高校卒業）以上50歳までの方。性別及び学歴は問いません。

(2) 生活の拠点を条件不利区域（※）外に有しており、大崎上島町地域おこし協力隊として任用後、大崎上島町内に生活の拠点を移し、住民票を移動することができる方

※条件不利区域とは、次の法律（関係法令を含む）の規定により指定された区域のことです。

- ・ 過疎地域自立促進特別措置法（平成 12 年法律第 15 号）
 - ・ 山村振興法（昭和 40 年法律第 64 号）
 - ・ 離島振興法（昭和 28 年法律第 72 号）
 - ・ 半島振興法（昭和 60 年法律第 63 号）
 - ・ 奄美群島振興開発特別措置法（昭和 29 年法律第 189 号）
 - ・ 小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和 44 年法律第 79 号）
 - ・ 沖縄振興特別措置法（平成 14 年法律第 14 号）
- (3) 大崎上島町地域おこし協力隊に応募する意思がある方
※地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 16 条に該当する方は応募することができません。

4 スケジュール例

- ・ 1 日目：
 - 14:00 役場本庁へ集合、オリエンテーションや制度説明など
 - 15:30 公営塾見学、高校生への学習指導やプロジェクト伴走面談の体験
 - 18:00 休憩（宿泊先チェックイン等）
 - 19:00 寮ハウスマスターの業務体験
 - 22:00 おためし業務終了
- ・ 2 日目：
 - 10:00 町内、住宅案内（希望者のみ）
 - 12:00 現役協力隊員との意見交換
 - 13:30 総合的な探究の時間（大崎上島学）の見学
 - 15:30 解散

5 着任までの流れ

おためし地域おこし協力隊として活動を体験し、大崎上島町地域おこし協力隊に応募を希望される方は、下記問い合わせ先までご連絡ください。
なお、時期によっては募集を行っていない場合があります。

6 応募方法

- (1) 応募受付期間（期間中は、随時受付のうえ選考するため、当該期間中であっても、募集を終了する場合がありますので、ご了承ください。）
令和 7 年 7 月 1 日（火）～令和 8 年 3 月 31 日（火）
- (2) 提出書類
町ホームページの問い合わせフォームへの記入（以下のリンクよりアクセスをお

願います)

https://www.town.osakikamijima.hiroshima.jp/cgi-bin/inquiry.php/1?page_no=948

問い合わせフォームのお問い合わせ内容欄に「おためし地域おこし協力隊への参加」と記入いただき、以下の11項目の記載をお願いします。

- ①氏名（ふりがな）
- ②住所
- ③電話番号
- ④メールアドレス
- ⑤性別
- ⑥生年月日
- ⑦学歴・職歴
- ⑧希望ミッション（公営塾スタッフ/教育寮ハウスマスター のいずれか）
- ⑨希望ミッションの理由（200字程度）
- ⑩応募動機（200字程度）
- ⑪自己PR（200字程度）

（3） 応募方法

フォームへの記載をお願いします。

7 問合せ先

大崎上島町教育委員会 生涯学習課 学びの島係

TEL：0846-64-3055

FAX：0846-67-5444

E-Mail：kmanabi01@town.osakikamijima.lg.jp

※お問い合わせの内容によっては、後日回答させていただく場合があります。